

## 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対策を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症とされてから、この夏以降の新規感染者数は急激に増えている。専門家は第9波に入っているという見方を示している。厚生労働省が8月25日に発表した8月14日から8月20日までの1週間の定点把握調査によれば、新規感染者は8万6,756人と5類感染症移行以来過去最多を記録した。定点把握は、全国約5,000の医療機関の報告であるので、実際の感染者がこの数より数段多いのは明らかである。医療の逼迫や救急搬送困難などの懸念がされる。これを受けしかし、今年度当初は9月末を期限としていた患者負担の軽減措置や診療報酬の特例について、の多くは、国は冬期の感染拡大に備えるなどのために、10月から今年度末までは一定の負担を求めつつ継続する方向を示した。9月末を期限としている。

しかし経口抗ウイルス薬は現在、公費負担で無償であるが、10月以降は自己負担が求められるようになり、来年度以降はこれが打ち切りになると処方1回あたり3割負担で約3万円の支払いが必要となる。重症化リスクのある患者が経済的理由から治療を断念したり、重症化リスクのある人以外でも受診や検査をすることを諦めることにつながる。

新型コロナ患者対応の病床を確保した医療機関に支給する病床確保料は、5類感染症移行後、支給上限を半額に減額し、さらに10月以降は2割削減になるなど、9月末で打ち切りとなる。新型コロナウイルス感染症の患者を一般の病棟で受け入れている医療機関は、院内感染対策、職員の感染予防対策が今まで以上に求められ、経営にも負担を強いられている。

よって国及び政府においては、新型コロナウイルス感染拡大の状況の中、国民の命と健康を守るために以下の責任ある対策を行うことを強く求める。

## 記

- 1 新型コロナウイルス治療薬への全額公費負担など、患者の負担の軽減措置を続けること。
- 2 さらなる感染拡大に対応できる医療提供体制の強化を図るため、診療報酬の特例・加算を継続、拡充すること。
- 3 新型コロナ後遺症・罹患後症状の相談・治療について診療報酬上の位置づけを改善し、国の責任で支援を行うこと。

- 4 ワクチンについて科学的、客観的に情報提供し、国民の疑問に答える説明を行うとともに、来年度以降の新型コロナワクチン接種の国費・公費負担を続けること。
- 5 新型コロナワクチン接種後の健康被害について、迅速に補償の決定を行うとともに、医学的な解明を徹底すること。
- 6 新型コロナウイルス感染症は重症化しにくくなったと言われるが、高齢者や障がい者が感染することでADLやQOLの低下を招いている。福祉事業所職員への検査キットの配布、無料のコロナ検査を行える体制と支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。